

【資料1】

「子ども・子育て新システム検討会議」2010年6月4日 全国学童保育連絡協議会

学童保育(放課後児童クラブ)の量的拡大・質的拡充を図るために

公的責任による制度の抜本的な拡充と 予算の大幅増額を要望します

1 現在の国の学童保育の制度には、三つの問題点があります。 量的拡大・質的拡充を図るために、制度の抜本的な見直しをお願いします。

① 学童保育を推進するための公的責任が弱い

→ 市町村の実施責務の強化を図ることが必要です

- ・現在の制度は「市町村の利用の促進の努力義務」のみ。
「市の広報で児童募集があることを知らせる」だけでも良いことになっている。
- ・このことが、市町村間に量や質の格差が生じる原因となっている。

★ 都市部や地方など、「地域の実情」に応じて考えなければならないのは「量」の問題であって、「質」の問題ではありません。

★ 子どものために保障しなければならない「質」は、都市部や地方によって変わるものではありません（「子ども」「子どもの生活」「子どもの成長」は地域によって異なるものではありません）。

※ 学童保育の「質」の善し悪しを決めるのは、「保育時間」だけではなく、「指導員の仕事の質」「保育内容の質」です。「子どもの最善の利益」を保障する立場から、「学童保育の質」を考え、どの学童保育でも最低限の質が確保できる制度をつつてください。

② 最低基準が決められていない

→ 一定の水準を確保する「基準」が必要です

- ・最低基準だけでなく監督基準もない。国の「ガイドライン」ができたが拘束力がない。
- ・施設の広さ・職員配置・職員の資格は、子どもの生活と育ちを守るために欠かせない。

③ 国の補助金は奨励的であり、実際の運営費と比べても大きな乖離がある

→ 学童保育の維持・拡充を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要です

- ・学童保育の量的拡大と質的拡充を図るには、市町村ががんばってくれることが肝心です。国として、市町村が積極的に学童保育を整備していくことができる制度と予算措置が必要です。

2 「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本的方向」(4月27日)には、私たちが危惧する点があります。学童保育が本当に拡充される内容での制度構築をお願いします。

① 「市町村の自由裁量に任せる」ことに対する危惧

- ・これまでの国の制度そのものが市町村任せで、格差ができる原因となっていました。
- ・市町村に財源を保障しても、学童保育に使われる保障はありません。
「住民がそういう首長や議員を選ぶのが悪い」「政策優先順位を高めさせれば良い」と言われるが、選挙の公約には「子育て支援を充実します」という抽象的なもので判断材料がありません。働きながら子育てしている世代に「そんな首長を選んだのみなさんが悪い」とは言えないのではないのでしょうか。
- ・学童保育と類似の「放課後の児童対策」を「一体的」「代わりに」実施することも、「市町村の自由裁量」となる危険があります。川崎市・品川区は、保護者の反対を押し切って学童保育を廃止（類似事業への統合）しました。横浜市・名古屋市・大阪市などは、学童保育の整備に消極的で、「全児童対策事業」の推進を優先しています。それも「市町村の自由裁量」で済ませて良いのでしょうか。

② 学童保育をどのような制度として構築するのか、明確な方向が示されていないことに対する危惧

- ・「小1の壁」「小4の壁」「保育時間の延長」なども含めて「制度の見直し」の具体的な内容が明らかになっていません。
- ・「子ども・子育てビジョン」で数値目標は出されていますが、「質の向上」についての具体策は明らかになっていません。
 - 国の「放課後児童クラブガイドライン」は、内容的に不十分な点が多くあります。特に、指導員に関わる課題（職員配置、勤務体制、勤務時間、資格、研修など）についてはほとんどふれられていません。
 - 厚生労働省は「指導員の処遇改善は必要」と言われていますが、指導員の望ましい配置基準、勤務体制の拡充については言及されていません。また、指導員に対する資格制度を整備しなければ、学童保育の量的拡大と質的拡充を図るのはたいへん難しいことです。

③ 学童保育が「安定性・継続性・信頼性」を持って運営できなくなるのではないかという危惧

- ・子どものための施設である学童保育には、「安定性・継続性・信頼性」が必要です。
- ・利用家庭に補助する方式は、運営の安定性を欠く方法であり、少なくない学童保育が閉鎖に追い込まれる危険があります（利用数の変動が運営に大きく影響を与えます）。
- ・「安定性・継続性・信頼性」は、指導員の継続的勤務と信頼構築で担保されます。
- ・運営主体が変わりやすい制度（民間企業の撤退、指定期間が決められている指定管理者制度など）では、「安定性・継続性・信頼性」の保障は望めません。

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(案)

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ クーカ・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒しして実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるように地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

子ども・子育て新システムによるワークシートと雇用の創出

—新成長戦略との連携—

子ども・子育て新システム構築

(2013年度施行に向け、2011年通常国会までに所要の法案提出)

■ 幼保一体化

- ◇ 幼稚園・保育所の一体化 (こども園 (仮称))
- ◇ 給付の一体化 (幼保一体給付 (仮称))
- ◇ 機能の一体化 (こども指針 (仮称)、資格の共通化等)
- ◇ 多様な事業主体の参入

■ イコールワタイング等による多様な事業主体の参入促進

- ◇ 指定制度の導入
 - ※ 施設型・非施設型を問わず多様なサービスを客観的基準により指定
- ◇ 運営費の用途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能に
- ◇ 施設整備費の在り方の見直し
- ◇ 株式会社等に対する社会福祉法人会計の見直し

■ 育児サービスへの集中投資による環境整備

- ◇ 保育ママ等の育成支援

■ サービスメニューの多様化等

- ◇ 多様なサービス (※) を幅広く指定
 - ※ こども園 (仮称)、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早期・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス等
- ◇ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の体制を育児・教育支援の観点から改善・強化 (小1、小4の壁解消)

【成長への貢献】

■ 雇用の拡大

- ☆ 子育てサービス従事者増
約16万人以上
- ☆ 女性の労働力増

■ 潜在需要の顕在化とサービス供給の拡充

- ☆ 認可保育所等
215万人→241万人
- ☆ 放課後児童クラブ
81万人→111万人

■ 所得の増

- ☆ 女性の就業継続等による収入増
約3.3兆円
- ☆ 子育てサービス従事者の所得増
約0.5兆円

■ 将来の経済社会の担い手の増

子ども・子育て新システムと地域主権

○ 地域主権戦略会議での議論を踏まえ、以下のような制度設計を検討

【子ども・子育て新システムで実現する内容】

■ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現

■ 子ども・子育て包括交付金（仮称）の導入

- ☆ 新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に給付

■ 地域の実情に応じた現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）

■ 現金給付・現物給付の一体的提供

- ☆ 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と子育て支援サービス（現物給付）の組合せ
- ☆ 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 - ・ 学校給食費等として学校への支払い
 - ・ 子ども・教育サービス等の利用券方式

■ サービスメニューの多様化

- ☆ 多様なサービス（※）を幅広く指定
- ※ こども園（仮称）、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早期・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等

■ 幼保一体化

■ 基礎自治体（市町村）が実施主体

■ 国・都道府県等は、市町村が実施する事業を重層的に支援

■ 基礎自治体の重視

※子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行(財源確保しながら、23年度から段階的に実施)

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となつて行う事業を実施(社会的養護など)

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参加・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ コーケ・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

給付設計

基礎給付（すべての子ども・子育て（家庭支援））

個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 - ・ 学校給食費等として学校への支払い
 - ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

幼保一体給付（仮称）

こども園（仮称）と多様な保育サービス

こども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- 給付の一体化…・幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
 - ・ こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
 - ・ 資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス等

放課後児童給付（仮称）

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットイング
 - ・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
 - …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

【資料3】

平成22年6月25日
子ども・子育て新システム検討会議

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）

- すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

（個人給付）

（1）子ども手当（個人への現金給付）

- 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

（2）子育て支援サービス（個人への現物給付）

- 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付（一時預かり等）を行う。

（3）現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
 - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
 - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

（4）妊婦健診

- 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5) その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援 (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)

- 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

(2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

① こども園（仮称）

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園（仮称）については、「幼保一体給付（仮称）」の対象とする。

② 小規模保育サービス

- 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

⑤ 事業所内保育サービス

- 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

⑥ 広域保育サービス

- 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。

⑦ 病児・病後児保育サービス

- 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

⑧ その他サービス

※ ①～⑦について、多様な給付メニューのイメージ（別紙）

（給付の仕組み）

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み（利用者補助方式）とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

（多様な事業者の参入による基盤整備）

- 幼保一体給付（仮称）の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入（指定制の導入）する。
- 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付（仮称）の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- イコールフットィングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
 - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
 - ・ 施設整備費の在り方を見直す。
 - ・ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等

を条件に、他事業等への活用を可能とする。

- ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

(3) 切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。

- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスメニューの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいずれかが保障される仕組み

(4) 放課後児童給付（仮称）

- 放課後児童給付（仮称）については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者が費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

(5) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

IV 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担する。
- 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業主・個人が拠出することを検討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- 既存の特別会計（勘定）の活用などにより、子ども・子育て勘定（仮称）を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 事業主拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮しながら、検討を行う。

V 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する。（再掲）
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設する。
- こども指針（仮称）に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園（仮称）としての機能の一体化を推進する。
- こども園（仮称）については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円

滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

VI 新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

VIII その他

- 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討する。

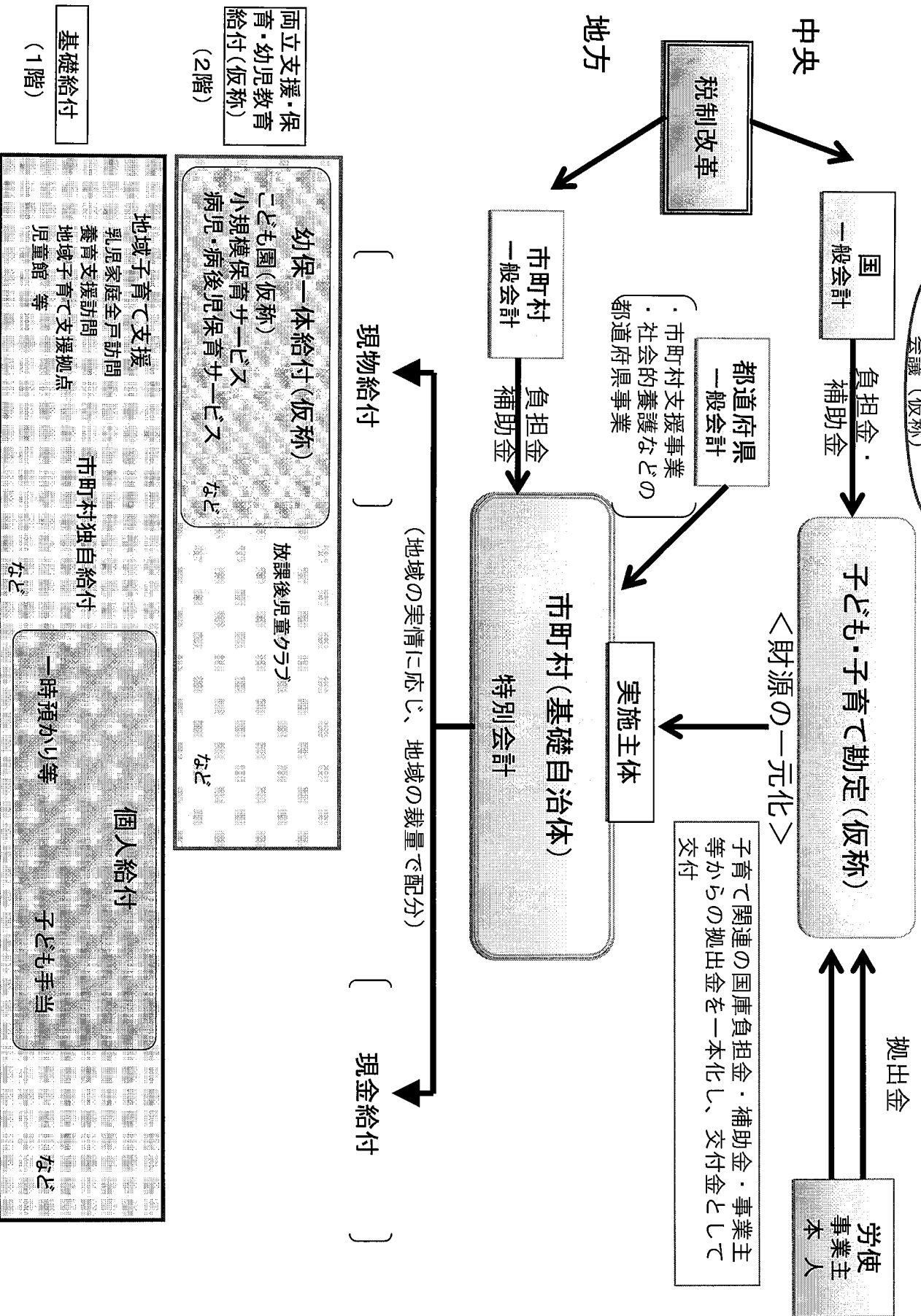
IX 工程

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。

※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。

- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

制度設計のイメージ



【資料4】

10/07/15 07:30

KL014 時事通信

◎「放課後児童給付」を創設へ＝利用者数に応じて補助金交付—政府

政府は、共働き家庭などの小学生が放課後に通い両親が仕事から帰ってくるまでの時間を過ごす放課後児童クラブ（学童保育）について、各市町村にある児童クラブの利用者数に応じて補助金を交付する「放課後児童給付」（仮称）を創設する方向で検討を始めた。児童クラブの規模を6区分して補助金交付していた現行制度を改めるもので、児童福祉法などの改正を経て2013年度からの導入を目指す。

放課後児童クラブは、主に小学校の空き教室を利用して運営されている。全国の利用者数は08年現在で81万人だが、政府は潜在的な需要が大きいとみており、14年度までに111万人が利用できるよう施設整備を進める。

現在、放課後児童クラブへの補助金は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ（政令市・中核市は3分の2で都道府県負担なし）負担している。具体的な補助金額は10～19人、20～35人といったようにクラブ規模を6区分して決めている。13年度以降は、現行の6区分をなくし、正確な利用者数に応じて財政支援していく方針。

財政支援に当たっては、指導員の給与や施設整備費を充塞させるため、国庫補助などを拡充する必要がある。また、放課後児童クラブはおおむね10歳未満の小学3年生までを対象としているが、小学4年生以降でも家庭状況によっては引き続き利用できるようにする考えだ。（了）

（2010年7月15日／官庁速報）

関連記事

- ◎「すこやか子育てプラン2010」を策定＝仙台市(04/23-07:30)
- ◎放課後学習事業を減額＝市長公約、規模縮小し実施—堺市議会(03/29-19:20)
- ◎児童デイサービスの整備に補助＝障害児育てた親が相談対応—厚生労働省(03/18-07:30)
- 《市政コーナー》◎教員OB活用、放課後に学習支援＝岡山県玉野市(03/10-07:30)
- ◎保育所定員、5年で25万人増＝政府が少子化対策ビジョン(01/29-11:14)

【PR】◆無料セミナー◆『救え！超高齢社会 岐路に立つ介護保険』～行政の果たすべき責務とは～

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

- 別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）
- 別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

(1) 目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

(2) 原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

(3) 手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順を進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

(1) 基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

(2) 対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3) 実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

3 一括交付金の制度設計

(1) 括り方

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

(実施手順)

- ・ ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。
- ・ 地方公共団体における事後評価を充実する。
- ・ 国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

(3) 配分・総額

(基本的考え方)

- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・ 配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・ 総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(実施手順)

- ・ 配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による

配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

4 導入のための手順

- ・ 平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- ・ また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

【資料6】

学童保育の事故・ケガの状況について

(厚生労働省発表の事故報告について)

2010/7/23 全国学童保育連絡協議会

厚生労働省が、「30日以上を負傷や疾病」について報告することを初めて市町村に依頼し、3か月間で23件の報告があったことが報道されています。もとの記事は、共同通信社配信ですが、共同通信社の記者から全国学童保育連絡協議会に「この23件は多いのか少ないのか」という問い合わせがありましたので、以下のデータを伝えました。その結果、共同通信配信の記事は「多い」「少ない」という評価抜きの記事になっています（産経新聞は独自に「意外に多い」というタイトルをつけたようです）。

以下のように調査年度が異なるので単純には比較できませんが、学童保育でおきるケガ・事故の発生率は、小学校での発生率と比べて多いとは言えず、むしろかなり少ないのではないかと思います（保育所や幼稚園と比べても少ない）。

国民生活センターの2年間の調査結果と、小学校や保育所が加入している「災害共済給付制度」の資料を紹介します。

学童保育の入所児童数とケガ・事故の件数（人数）と比較した「ケガ・事故の発生率」（子ども何人に一件のケガ・事故が発生しているか）を、小学校、保育所、幼稚園と比較してみました。

*「30日以上を負傷や疾病」は比較するデータが手元にありませんでした。

*学童保育の入所児童数は全国学童保育連絡協議会調べです。

1 国民生活センター調査結果から

①2008年度「学童保育の安全に関する調査研究」市町村調査から（回収率62.6%）

(2007年度のケガ・事故についての調査)		入所児童数	744,545人
ケガ・事故の件数	12832件（回収率補正 20498件）	発生率	36.3人に一人
入院	179件（回収率補正 286件）		2603.3人に一人
通院3週間以上	135件（回収率補正 215件）		3463.0人に一人

*今回の厚生労働省報告（30日以上を負傷や疾病）で、3ヶ月間で23件と報告されましたが、年間換算（4倍）した場合の92件と「通院3週間以上」215件を比べてみても、厚生労働省報告の件数は多いとは言えないでしょう。

②2009年度「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」市町村調査（回収率55.7%）

(2008年度のケガ・事故についての調査)		入所児童数	786,883人
ケガ・事故の件数	11034件（回収率補正 19809件）	発生率	39.7人に一人
入院	110件（回収率補正 197件）		3994.3人に一人

2 日本スポーツ振興センター資料から（「平成19年 学校安全・災害共済給付ガイド」）

①小学校（2006年度のケガ・事故についての調査） 小学校加入者数 7,217,220人

ケガ・事故の件数	762,410人	ケガ・事故の発生率	10.6人に一人
障害・死亡	124人	同	58,203人に一人

②保育所（2006年度のケガ・事故についての調査） 保育所加入者数 1,843,113人

ケガ・事故の件数	58,098人	ケガ・事故の発生率	31.7人に一人
障害・死亡	16人	同	115,194人に一人

②幼稚園（2006年度のケガ・事故についての調査） 幼稚園加入者数 1,416,085人

ケガ・事故の件数	43,823人	ケガ・事故の発生率	32.3人に一人
障害・死亡	9人	同	157,342人に一人

保育の市場化・産業化すすめる「子ども・子育て新システム」 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」公表

6月25日、子ども・子育て新システム検討会議は第2回会合を開き「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下、新システム）を確認しました。4月27日の第1回会合で示された「基本的方向」を一部修正し、記述の追加をしたものです。6月29日には、少子化社会対策会議（議長：内閣総理大臣 全閣僚で構成）でこれを確認し、政府の決定文書と同様の位置づけをしています。

新システムは、①子ども・子育て支援に関わる体制と財源の一元化、②基礎自治体（市町村）の裁量の尊重、③幼稚園・保育所の「こども園」への一体化、④多様な保育サービスの提供、などを実現するとしています。しかし、このシステムの本質は、児童福祉法に定められた国や自治体の保育に対する責任を後退させる一方で、直接契約・直接補助方式を基本に、企業など多様な事業者の参入が前提の保育の産業化をめざすものといえ、すべての子どもに権利として保障されるべき福祉としての保育（公的保育制度）解体の方向を改めて示したといえることができます。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では国と都道府県の役割や市町村の責務などが新たに書き込まれました。しかし、「サービスの費用・給付の支払責務」以外は、努力義務程度のものにすぎません。また、一元化する財源を「子ども・子育て勘定」（仮称）とすることに加え、当事者の意見反映の場を、という要望に対し「子ども・子育て会議」設置を検討するとしています。新たな機関を設けるのではなく、既存の審議会、検討会程度という説明であり、会議に何を委ね、何を決定するかも未定であるということで、十分に議論された内容とはいえないものです。

◇財源一元化、幼保は「こども園」に一体化

具体的には、次のような制度設計のイメージ図が示されています。

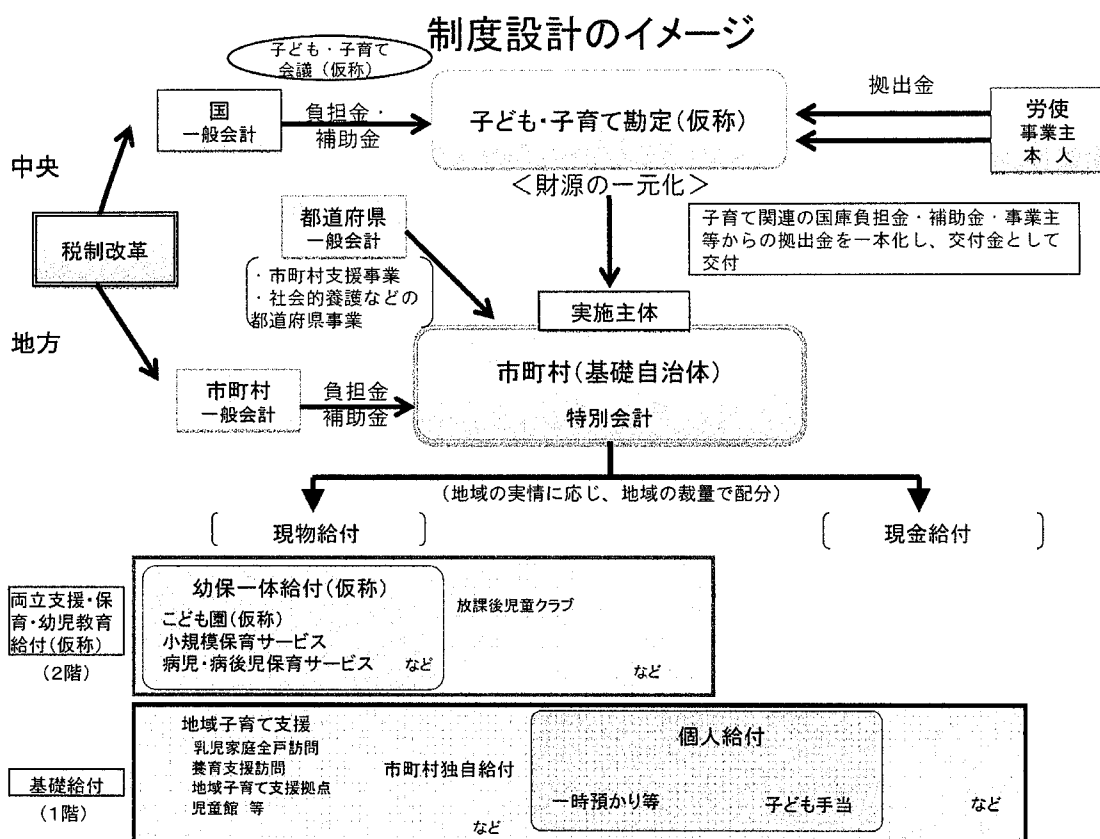
まず、①国は既存の国庫補助負担金、関係補助金を一括化し、労使（事業主、個人）の拠出も含めて「子ども・子育て勘定」（仮称）を創設し、「子ども・子育て包括交付金」（仮称）として子どもの人口等に応じて市町村に配分します。②市町村は現金給付（子ども手当など）と現物給付（保育など）をどのように行うか組合せを決定し、市町村の裁量で給付を行います。③給付はすべての子どもを対象とする基礎給付（子ども手当、地域子育て支援、妊婦検診など）と、保育・幼児教育や保護者の就労に応じて給付をする両立支援・保育・幼児教育給付（産前・産後・育児休業給付、幼保一体給付、放課後対策給付）の2階建てになります。

保育所は幼保一体給付の対象になりますが、幼稚園、保育所等は垣根を取りはらって「こども園」に一体化するとしています。さらに、家庭的保育サービスなど小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、病児・病後児保育サービスなど多様なサービスも幼保一体給付の対象になります。

サービスの利用にあたっては、①市町村による認定、②利用者と事業者が公的保育契約という名

の直接契約をし、③利用者補助方式と公定価格を基本とした給付、がされることになります。

保育料は応能負担から応益負担に変わり、保育所の利用時間や保育内容に費用負担が比例します。公定価格は補助金+保育料で構成され、補助金は家庭的保育、小規模サービス、短時間利用、長時間利用、早朝・夜間などで異なります。多様なニーズに応えるために、個人給付の一部を子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券（バウチャー）等の方式により給付を行うことも検討されています。



◇新システムで保育・子育ては大丈夫か？

新システムの問題の第一は、保育に市場原理を持ち込む直接契約制度の導入です。旧自公政権が少子化対策特別部会でとりまとめた「新たな保育の仕組み」をそのまま引き継ぎ、問題が噴出している介護保険制度や障害者自立支援制度などをモデルにした利用者と事業者の直接契約、利用者への直接補助方式と応益負担を制度の基本としていることです。

市町村の仕事は介護保険と同様に要保育度認定と費用・給付の支払いだけになり、サービスの確保は利用者の自己責任になります。応益負担原則を導入することによって、利用者負担が増えれば、サービス利用は抑制されます。保育所の収入は不安定になり、保育所運営の困難化と職員処遇の低下が危惧されます。さらに、株式会社も含めた多様な事業主体の参入をはかるため、事業者指定制度の導入、運営費の他事業への活用を可能とする用途範囲の自由度の確保、施設整備費のあり方の見直しなど、保育の市場化を明確に示しています。

第二は、具体的な構想や進め方が全く示されず、しかも国際的にも劣悪といわれている幼保の条件

を改善する視点もなく「幼保一体化」が提案されていることです。成り立ちや機能、子どもの年齢構成や職員の資格など、多くが異なる幼稚園と保育所の一体化は、短時間で結論が出せるような単純な問題ではありません。関係者との議論も充分におこなわず、「はじめに一体化ありき」の提案は拙速にすぎます。また、この提案の背景には、保育所の待機児童対策や私立幼稚園の定員割れ対策などがあり、安上がりな待機児童対策としての幼保一体化であることも見逃してはなりません。

第三は、新システムの実施が恒久財源の確保を前提にしているにもかかわらず、財源について全くふれていないことです。経団連など事業主が抛出に難色を示すなど、新システムが導入されても、これまでより財源が拡大する保障はありません。消費税増税分を財源にあてることも想定されます。

また、並行してすすめられている「地域主権改革」においても補助金の一括交付金化が検討されていますが、ここでの財源確保も不十分であり、給付が自治体まかせになれば、自治体の財政力に格差があるなかで、保育・子育てサービスに関する地域格差がいつそう広がる恐れがあります。

◇保育の産業化が新システムのねらい

現行保育制度は、①国と自治体の保育実施責任、②国による最低基準の確保、③保育費用の公費負担、を原則にし、地域や家庭の状況にかかわらず、保育を必要とするすべての子どもに平等に保育を保障する制度です。ところが新システムでは、①市町村の仕事は認定とサービス費用の給付だけになり、保育所入所は保護者の自己責任で施設と直接契約する、②最低基準は企業の参入促進をはかるために規制緩和する、③保育費用は利用に応じた応益負担となり負担増による利用抑制が生じる、こととなります。

再度繰り返しますが、問題は、新システムが子どもの権利保障の視点からではなく、経済の成長戦略の一環として構想されていることです。新システムが土台にしている「新成長戦略」や「産業構造ビジョン2010」では、保育・子育て分野を市場ととらえ、成長産業となりえる保育分野で「稼ぐ」ことを打ち出しています。新システムは、まさに「子どもを儲けの対象に」していくシステムなのです。

いま、格差と貧困が広がるなかで待機児童が急増し、国民の生活と子育ては大きな困難に直面しています。こうしたときだからこそ、子どもの発達と保護者の生活を同時に保障する公的保育の果たす役割が重要であり、保育を必要とするすべての子どもたちにゆきとどいた保育が保障されるよう、国の責任で保育所の緊急整備を行い、現行保育制度に基づいた積極的な対応が必要なのです。

国と自治体の責任を投げ捨て、すべてを市場に委ねるような新システムの導入は将来に禍根を残すものであり、私たちは絶対に認めることはできません。

◇新システムで保育サービス市場が確立？-保育業界は成長率ランキングNo.1

産業界は「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が今後の保育業界が大きく変化する骨子となるとして、市場への参入を呼びかけています。

コンサルティング会社であるF総合研究所は、7月に全国3カ所で「保育事業新規参入セミナー」を開催する予定ですが (http://www.funaisoken.co.jp/site/column/column_1277886849.html)、呼びかけのなかで、新システムについて

「要するに、介護保険システムに限りなく近い形となり、保育業界の市場化（競争原理）が推進されるのです」と説明しています。そして、

「もっと分かりやすくいしましょう。『待機児童を減らすために多様化する保護者のニーズに対応した保育サービスを供給し、その受け皿として民間企業を活用し、競争を可とした業界構造に変化する』

ということです。さらに分かりやすく言いますと、『民間企業にとって追い風になる』ということですよ。」そして「これから民間市場は益々拡大する事でしょう。これは来年に案を国会提出、2013年にはスタートする予定です。となると、来年までに保育事業を始めるのはタイミング的には良さそうですね。さ、皆さんは保育市場に参入しますか？ 参入しませんか？」と締めくくっています。

ビジネスとして保育事業を展開していくために利益性、収益性を追求する一今後、こうした流れがいつそう顕著になることが予想されるなかで、私たちは、保育とは何か、保育で利益を上げるといったことはどういうことなのか、その問題点をより多くの人たちと共有し、子どもたちのために保育の市場化を阻止していかなければなりません。

保育運動の側にも、今年、来年のとりくみが問われています。9月から国会署名運動をスタートしますが、当面の課題として、これらの動きを各地域、各園の保護者も含めた保育関係者に広く伝えるための学習の組織と意見表明をすすめること、8月7日から岩手県盛岡市で開催される第42回合研集会を多数の参加で成功させ運動の課題と方針を確認すること、地方自治体・地方議会への要請（9月議会での意見書採択を求める）を強めること、が課題です。

各地で新システムの問題点を学び、反対する運動広がる！

＜九州・福岡＞ この間、九州の保育3団体が中心になって、保育制度改革を伝えるマンガや動画を作成し、「新たな保育制度」の問題点を広げるとりくみをすすめています。

6月5日には、福岡市保育協会が「新たな保育制度に反対する総決起大会」を開催。保護者369名を含めて予想をはるかにこえる1107人が参加し、現行保育制度の拡充を訴え、アピール「国や市町村の公的な保育責任が明確にされている現行保育制度の拡充を強く望みます」を採択したのち、街頭で宣伝・署名行動を行いました。

九州保育3団体では、以下のようなマンガ版学習資料や動画版学習資料を作成しています。ホームページ「一般の方へのお知らせ」コーナー (http://www.hoiku.or.jp/general/2010/06/25/post_50.html) で以下の内容が紹介されています。

- ①保育の「公的責任」について考えましょう（マンガ版）
- ②「新たな保育制度」の動画版（動画サイト youtube）
 - i 「ほいくせいど（自己負担編）」
 - ii 「ほいくせいど（指定業者編）」
 - iii 「ほいくせいど（認定されても…編）」
- ③「新たな保育制度」リーフレット
 - i 「最低基準」どこまで切り下げるんですか！（マンガ版）
 - ii 「一般財源化」は子どもを守る責任を国から地方へ丸投げするものです！（マンガ版）
 - iii 「新たな保育制度」について考えましょう（マンガ版）
 - iv 「新たな保育制度」では子どもたちの健やかな育ちは守れません！（マンガ版）

＜群馬＞ 第43回合研（2011.8）の開催に向けて準備をすすめている群馬県では、保育のつどいを県内3カ所で開催し、3000人を超える参加者で成功させましたが、参加組織をすすめるなかで、これまでつながりのなかった保育園にも合研集会と情勢を知らせるなど、積極的に働きかけていきました。

そのなかで、日保協など民間保育園の園長たちを中心に、この問題への関心と危機感が広がり、保護者も含めた学習決起集会が伊勢崎市（6/26）、高崎市（6/29）などで開催されています。公的保育制度を守るための署名運動、新システム検討会議などへの要請ハガキ運動などもすすめられています。